

平成26年3月13日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

| | 入札参加資格停止措置業者名 | 所在地 |
|---|---------------|-------------------|
| 1 | 株式会社 関電工 | 東京都港区芝浦4-8-33 |
| 2 | 栗原工業 株式会社 | 大阪府大阪市北区角田町1-1 |
| 3 | 株式会社 きんでん | 大阪府大阪市北区本庄東2-3-41 |
| 4 | 住友電設 株式会社 | 大阪府大阪市西区阿波座2-1-4 |
| 5 | 日本リーテック株式会社 | 東京都千代田区神田錦町1-6 |
| 6 | 株式会社 サンテック | 東京都千代田区二番町3-13 |
| 7 | 日本電設工業 株式会社 | 東京都台東区池之端1-2-23 |
| 8 | 川北電気工業 株式会社 | 愛知県名古屋市中区栄4-6-25 |
| 9 | 株式会社 弘電社 | 東京都中央区銀座5-11-10 |

2 入札参加資格停止措置期間

上記1及び2の者 平成26年3月13日から平成27年3月12日まで(12ヵ月間)

上記3から8の者 平成26年3月13日から平成26年9月12日まで(6ヵ月間)

上記9の者 平成26年3月13日から平成26年6月12日まで(3ヵ月間)

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事

4 事実概要

上記の者は、公共の利益に反して、東京電力株式会社及び関西電力株式会社が発注する架空送電工事等の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、平成25年12月20日及び平成26年1月31日、公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の違反事業者として公表された。

なお、1から4の者は、公正取引委員会から主導的役割を果たした者として認定されている。

また、3、4及び9の者は、課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。

5 入札参加資格停止理由

「水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程」

| 措置要件 | 期間 |
|--|---------------------------|
| 別表第4第5項イ(独占禁止法違反行為(一般工事等)) 「業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号及びアに掲げる場合を除く。)」 | 当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内 |
| 第80条(入札参加資格停止期間の短縮) 市長は、有資格請負業者について特別の理由があると認められるため、別表第3若しくは別表第4又は前条第1項の規定による入札参加資格停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該入札参加資格停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。 | |

平成26年3月13日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

| 入札参加資格停止措置業者名 | 所在地 |
|---------------|--------------------|
| 有限会社 渡辺鉄鋼建設 | 茨城県水戸市住吉町142 |
| アルプス建設 株式会社 | 茨城県水戸市平須町1828-1025 |

2 入札参加資格停止措置期間 平成26年3月13日から平成26年4月12日（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事

4 事実概要

元請負人の(有)渡辺鉄鋼建設及び下請負人のアルプス建設(株)は、平成26年2月13日、水道部発注の配水管布設工事において、歩道部の舗装版取壊し積込作業を行っている際、バックホウの排土板と路面の間に作業員の右足が挟まり、骨折の重傷を負う事故を起こした。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第75条第1項別表第3第6項「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市発注工事等）」に該当する。

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| 別表第3第6項イ 「安全管理の措置の不適切により工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたと認められるとき。」 | 当該認定をした日から 1カ月以上2カ月以内 |

平成26年3月13日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

| 入札参加資格停止措置業者名 | 所在地 |
|---------------|-----------------|
| 長山工業 株式会社 | 茨城県常陸大宮市門井145-6 |

2 入札参加資格停止措置期間 平成26年3月13日から平成26年4月12日（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事

4 事実概要

長山工業(株)の代表取締役は、会社のため、法定の除外理由がないのに、労働者に対し法定労働時間を超えて時間外労働をさせるとともに、法定の休日を与えなかったとして、平成25年11月29日に労働基準法違反で常陸太田簡易裁判所において略式起訴され、平成26年1月30日、罰金刑が確定した。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第75条第1項別表第4第13項「不正又は不誠実な行為」に該当する。

| 措置要件 | 期間 |
|--|--------------------------|
| 別表第4第13項ウ 「ア及びイに掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。」 | 当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内 |